

宇治市図書館をご利用のみなさまへ

令和元年 12 月 1 日から 貸出・予約のルールが変わります

現在、宇治市図書館には多くの予約・リクエストが寄せられており、お手元に図書等が届くまでに長期間お待ちいただくことが増えてきています。

また、先般、図書館の図書が貸出をせず持ち出され、投棄されるという事案が発生しました。こうしたことを受け、今後は図書等のより厳正な管理と、適正なルール作りが求められています。

つきましては、図書館のサービス向上のため、次の4点を変更いたしますのでよろしく願いいたします。

令和元年 7 月 宇治市図書館

- 1 電話またはインターネットから、1 回に限り貸出期間の延長ができます。
- 2 予約・リクエストの上限を 1 人 20 点とします。
- 3 予約した図書等は、ご家族等の貸出券では借りられなくなります。
- 4 30 日以上の延滞図書等がある場合は、お返しいただくまで新たな貸出ができなくなります。

1 電話またはインターネットから、1 回に限り貸出期間の延長ができます。

貸出期間を延長するには、図書館で一旦返却して借り直しをする必要がありましたが、12月1日からは、1回に限り来館せずに貸出期間を延長することができます。

◆電話またはインターネットによる貸出延長

インターネットでの延長は、事前にインターネットサービスを利用するためのパスワード登録が必要です。ご本人が貸出券を持参の上、図書館窓口で申請してください。また、電話での延長は開館時間内をお願いします。

◆貸出延長は1回限り

貸出延長は1回に限ります。延長後の返却期限は手続きをした日から原則3週間後までとなります。

◆貸出延長できないケース

- ・ 返却期限が過ぎている図書等
- ・ 予約している人がある図書等
- ・ 宇治市図書館以外の図書館からの借用本
- ・ 既に1回貸出延長を行っている図書等

* 予約がある図書、借用本以外は図書館窓口で返却後、再貸出することができます。

2 予約・リクエストの上限を1人20点とします。

多くの方にできるだけ早く図書等を提供するため、12月1日から上限を20点とします。

なお、12月1日以降、予約・リクエストが20点を超えている方は、新たな予約を行うことができなくなります。

◆ 予約・リクエストの上限は1人20点まで

図書館に所蔵している図書等の予約と、所蔵していない図書等のリクエストを合わせて20点までが上限となります。上・中・下など、分冊の場合もそれぞれ1点として数えます。

◆ 1日の予約・リクエスト点数3点の制限は廃止

1日の予約件数は制限を設けません。20点までの範囲でお申し込みください。

- * 12月1日時点で予約・リクエストが20点までとなるよう、予約取消しをお願いします。
- * インターネットサービスをご利用の場合、予約取消しは当日分しかできません。当日分以外の予約取消しは窓口または電話にてお申し付けください。

3 予約した図書等は、ご家族等の貸出券では借りられなくなります。

予約した図書等は「予約した本人名義のカード」でのみ貸出できます。家族のカードでは貸出できませんが、代理人が予約した本人名義のカードを提示される場合は、予約図書等を受け取ることができます。

4 30 日以上の延滞図書等がある場合は、お返しいただくまで新たな貸出ができなくなります。

これまでは、延滞図書等があっても貸出をしていましたが、12月1日以降は30日以上の延滞がある場合は貸出ができません。

宇治市中央図書館 **☎** 3 9 - 9 2 5 6

宇治市東宇治図書館 **☎** 3 9 - 9 1 8 2

宇治市西宇治図書館 **☎** 3 9 - 9 2 2 6

宇治市図書館HP <https://library.city.uji.kyoto.jp>